



老人クラブ活動補助金のおてびき

長浜市 長寿推進課

☎0749-65-7841

目次

1	補助金の目的	2
2	補助の対象となるクラブ	2
3	クラブ活動の例	3
4	補助対象となるクラブ活動	4
	(1) 補助の対象となる経費（補助対象事業費）	5
	(2) 補助の対象とならない経費（対象外経費）	6
5	補助金対象期間について	7
6	補助金の交付手続き	7
	(1) 申請について	8
	(2) 実績報告について	9
	(3) 手続きの流れ	9
	(4) 書類提出先	10
7	補助金の交付限度額	10

1 補助金の目的

長浜市では、老人クラブの活動を支援するため、老人クラブが実施主体となる高齢者自らの生きがいを高める活動、介護予防・健康づくり活動、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に対し、補助金を交付しています。

2 補助の対象となるクラブ

補助の対象となる団体は、次のすべての要件を満たすクラブです

(1) おおむね 60 歳以上の会員で構成されているクラブ

(2) 会員 10 人以上で組織されているクラブ

※ただし、常に活動に参加できる会員がおおむね 10 人以上いることが必要です。

(3) クラブ活動が円滑に行える小地域の範囲で組織されているクラブ

(4) 政治上、宗教上の組織に属していない自主的な組織であるクラブ

(5) 長浜市老人クラブ連合会に加入しているクラブ

(6) 毎月に 1 回以上の活動を行っているクラブ

※ 夏の猛暑、冬の降雪によりやむを得ず活動できない場合もあるかと思えます。そのような場合は、開催有無を検討する等の役員の打合せも活動回数とすることができます。

(7) 「①地域を豊かにする社会活動」「②介護予防・健康づくり活動」「③生きがいを高める教養・学習活動」をバランスよく活動しているクラブ

※ ①の地域を豊かにする社会活動は必ず実施してください。

3 クラブ活動の例

クラブ活動の一例です。皆さんで楽しい活動を計画してください。

なお、「①地域を豊かにする社会活動」は必ず実施しましょう。

①地域を豊かにする社会活動

●友愛活動

- ・一人暮らしや寝たきり等の高齢者への訪問、話し相手など
- ・施設訪問、施設入所の高齢者に対する施設行事の支援など

●奉仕活動

- ・清掃美化活動、植樹や花壇づくりなど

●子どもの見守り活動

- ・登下校時の子どもの安全確保などの見守り活動
- ・食育や伝承活動等の世代間交流など

●地域支え合い活動

- ・認知症高齢者やその家族を支える取り組み
- ・高齢者の孤立防止のための声かけや見守りなど

●防災・安全活動

- ・災害等緊急時に備える高齢者のためのネットワークづくり
- ・交通安全教室の開催やヒヤリマップの普及
- ・犯罪被害（詐欺・悪質商法）を防ぐ情報の提供など



②介護予防・健康づくり活動

●各種スポーツ

- ・ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンクなど

●ウォーキング

●健康体操等

●健康学習・研修等

- ・健康診断・歯（口腔）の定期検診の受診促進、体力測定会の開催



③生きがいを高める教養・学習活動

●サークル活動

- ・囲碁将棋、詩吟、短歌、手芸、踊り、コーラスなど

●教養講座

●学習活動・研修等

- ・講演会、研修旅行、社会見学など



④その他のクラブ活動

- 総会、集会、レクリエーション等

4 補助対象となるクラブ活動

老人クラブが実施主体となって実施されるクラブ活動に補助します。

ただし、すべての経費が補助の対象となるわけではありません。補助金は皆さまの税金により支払されますので、お弁当などの飲食費やアルコール類、慶弔費、個人への利益となるようなものなどは補助の対象となりません。補助の対象となるもの、対象とならないものについては、5・6ページに記載の（1）（2）で確認してください。

(1) 補助の対象となる経費（補助対象事業費）



補助の対象となる経費は、クラブ活動に必要な、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料、賃借料となります。

<補助対象事業費の例>




- ・軍手やごみ袋等、奉仕活動時に使用する物品の購入代
- ・ガソリンや灯油など、クラブ活動に使用する燃料代
- ・花壇づくり等の活動に使用する花苗等の購入代
- ・活動時に提供のお茶やジュースの購入代
- ・活動時に提供のお茶菓子代（1人あたり200円程度）
- ・奉仕作業時の草刈り機や軽トラック等の借り上げ代
- ・講座や講演会の講師謝礼
- ・有償ボランティアへのお礼
- ・代表して会議や大会、作業に参加した会員の出役手当
- ・大会出場や会議出席にかかる交通費 ※ただし、クラブを代表して参加する場合に限る
- ・クラブが開催する教室で使用する食材などの各種材料代
- ・クラブ活動時のグラウンドやスポーツ施設の利用料や運動器具等の賃借料
- ・各種スポーツやレクリエーションに使用する用具の購入費
- ・クラブ内のサークルへの活動助成費
- ・クラブ役員の役員手当
- ・活動時に使用するマスクやアルコールなどの手指消毒液等の購入代
- ・コピー用紙やインク、文房具等、活動に使用する消耗品の購入代
- ・クラブ活動で必要となった郵便代や電話代
- ・クラブ活動に関する調査委託費
- ・老人クラブホームページの作成や運営にかかる委託費
- ・自治会館など、クラブ活動拠点施設の使用料
- ・座椅子やベンチなど、クラブ活動で使用する備品の購入費や修繕費用
- ・子ども会など、他団体との活動にかかる費用や負担金
- ・連合支部への会議参加にかかる費用



※ ここに記載されているものは対象となるものの一例です。巻末に Q&A も載せていますので併せてご確認ください。

(2) 補助の対象とならない経費（対象外経費）

補助の対象となる経費には制限があります。次の経費は補助の対象とならないため、会費などの自主財源から支出して活動を行ってください。

- × 連合会へ納める負担金
 - × 慶弔費
例：敬老のお祝い金、ご香典 など 
 - × お寺・神社など宗教にかかる費用
例：お朝事、お神酒、法要等でお供えた物品の購入代、法要のお礼 など
 - × 個人への利益となるもの
例：参加賞やビンゴなどの景品、賞品、記念品、友愛訪問の贈り物購入費 など
※活動参加者全員に活動で使用する物品（軍手等）を配布した場合、その物品の購入代は対象となります。
 - × お弁当など飲食費
※ ただし、飲食費の中でも1回の集まり1人につき、お茶などの飲み物や、200円ほどの茶菓子は対象となります。
 - × お酒やビールなどのアルコール類
 - × 募金
 - × 保険料
- 
- 



補助金の財源は、国県からの補助金と市税です。皆さまの税金を使うため、補助の対象となる経費には制限があります。お花見や誕生会などのお弁当やお酒などは会費などでご負担いただき、皆さんが集まる楽しい活動を行っていただければと思います。

また、適正に執行されているかどうか、3月の実績報告時に領収書またはレシートのコピーにより確認をいたしますので、ご準備をお願いします。補助の対象となるか迷われる場合やご不明な点は、担当までお問い合わせください。

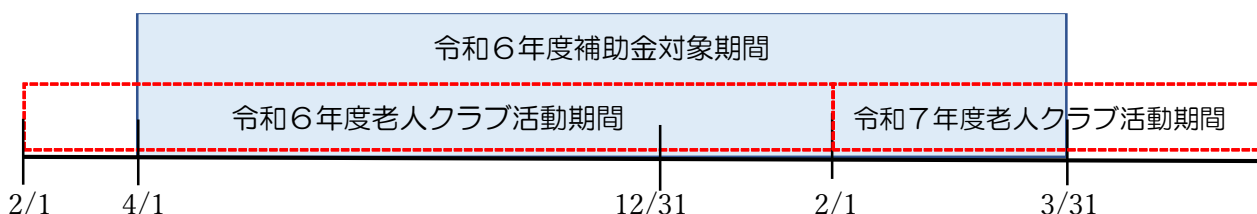
5 補助金対象期間について

補助金の対象期間は、その年の4月1日から翌年3月31日までです。クラブの会計の締め、役員さんの交代の時期に関わらず、交付申請をした年度の4月1日以降と翌年度の3月31日までの活動内容で報告する必要があります。

例：令和6年度のクラブ活動期間が令和6年2月1日から令和7年1月31日の場合

補助金対象期間は、令和6年4月1日から令和7年1月31日（令和6年度分）および令和7年2月1日から3月31日（令和7年度）となります。

補助金対象期間イメージ図 ※色が塗られている期間が対象期間となります。




6 補助金の交付手続き

- 様式については、市ホームページからダウンロードしていただけます。

トップページ > 申請書ダウンロード > 福祉・健康

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000004198.html>



- 交付申請書に代表者名を自署（本人が手書き）される場合は、請求書も代表者名を自署してください。交付申請書を記名（代筆や印刷されたもの等）、押印される場合は、請求書も記名、押印（交付申請書と同一の印に限る）してください。

※詳しくは「申請書類の記入方法」をご覧ください。

- インターネット、スマートフォンでの電子申請も可能です。それぞれの様式に記載のQRコード又はアドレスから申請をお願いします。

※交付申請をインターネット、スマートフォンによる電子申請で行われた方は、実績報告書、請求書等もすべて電子申請で提出してください。

(1) 申請について

補助金の交付を受けるために、一年間の事業計画などを添付して申請するものです。

※年度初め（4月）に次の交付申請書類と交付請求書類を提出いただきます。

《交付申請書類》

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
- ③歳入歳出予算書（抄本）
- ④役員等報告書
- ⑤会員名簿
- ⑥（クラブ会則）…※新規申請または会則に変更があったクラブのみ

《交付請求書類》

- ①補助金等交付請求書
- ②通帳のコピー…表紙の次のカナ名義の記載があるページ
- ③（委任状）…必要なクラブのみ※振込口座が個人名のみの場合は必要です

(2) 実績報告について

一年間のクラブ活動の実績を報告するものです。

※年度終わり（3月）に次の実績報告書類を提出いただきます。

《実績報告書類》

①補助事業等実績報告書

②事業実施状況報告書

③歳入歳出決算書（抄本）

④対象経費の領収書の写し…②歳入歳出決算書の【歳出】に記入された分の領収書（レシート可）のコピーを添付いただきます。役員手当や謝礼など領収書が出せないものについては、会長の証明による「支払証明書」での提出ができます。

(3) 手続きの流れ

- ・ 4月に申請書類一式を老人クラブ連合会または市へ提出いただきます。
- ・ 市で審査の後、6月に補助金をお支払いします。
- ・ 12月頃に実績報告の書類と来年度の申請の書類を老人クラブあてに送付します。
- ・ 3月に一年間の活動実績とお支払いした補助金を何に使ったかを報告いただきます。

月	老人クラブ	市
4月	申請書類・請求書類の提出	（老人クラブ連合会各支部または市へ）
6月		←…………… 交付決定通知の送付 補助金の交付（概算払）
∫		
12月		←…………… 実績報告・来年度申請書類の送付
3月	実績報告書類の提出	（老人クラブ連合会各支部または市へ） ←…………… 交付確定通知の送付 （6月に新年度の交付決定通知と同時に 発送します。）
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p style="color: red; text-align: center;">（注）実績額が補助金額に満たない場合、返還手続きをお願いします。</p> <p style="color: red; text-align: center;">←…………… 交付確定通知と併せて納付書の送付</p> <p style="color: red; text-align: center;">返還額の納付 →……………</p> </div> </div>		
翌年 4月		

※時期はおおよその目安です。変更になる場合があります。

(4) 書類提出先

申請書、請求書、実績報告書はすべて貴老人クラブを担当する老人クラブ連合支部へ
ご提出ください。

※長浜支部（旧長浜管内）のクラブは市役所 長寿推進課 へご提出ください。

支部	住所		電話番号
長浜支部	地福寺町 4-36	市民交流センター内	65-7822
浅井支部	内保町 480-3	浅井福祉センター内	74-8200
びわ支部	難波町 483	旧びわ福祉ステーション内	72-4399
虎姫支部	宮部町 3445	虎姫生きがいセンター内	080-2414-3813
湖北支部	湖北町速水 1920	湖北高齢者福祉センター内	78-2145
高月支部	高月町西物部 73-1	高月福祉ステーション内	85-5700
木之本支部	木之本町千田 53	木之本福祉ステーション内	82-5419
余呉支部	余呉町中之郷 2434	余呉高齢者福祉センター内	86-2195
西浅井支部	西浅井町大浦 190	西浅井運動広場体育館内	89-1127

7 補助金の交付限度額

補助金の交付限度額は、次のとおりです。

会 員 数	補助金の交付限度額
10人以上 30人未満	年額 36,000円
30人以上 50人未満	年額 48,000円
50人以上 75人未満	年額 58,000円
75人以上 100人未満	年額 68,000円
100人以上 125人未満	年額 78,000円
125人以上 150人未満	年額 88,000円
150人以上 175人未満	年額 98,000円
175人以上 200人未満	年額 108,000円
200人以上 225人未満	年額 118,000円
225人以上 250人未満	年額 128,000円
250人以上	年額 138,000円

老人クラブ活動補助金



補助金全体について

Q 1 なぜ領収書やレシートの提出が必要なのか？

A 1 補助金の財源は国県からの補助金と市税です。皆さまの税金を使うため、補助の対象となる経費には制限があります。また、適正に執行されているかどうか支払状況を確認する必要があります。そのため、領収書やレシートにより事業の実績を確認しています。

Q 2 領収書等の添付は老人クラブの事業、諸経費すべてについて求められるのか？

A 2 いいえ。すべてを提出する必要はありません。補助金額以上の対象経費があるかを確認しますので、決算書の歳出額と同額またはそれを上回る額の領収書やレシートのコピーを提出ください。

Q 3 領収書やレシートには対象外経費も含まれているがどうすればよいのか？

A 3 対象、対象外がわかるよう、対象の項目にマーカーを引いたり、○で囲むなどして区別ができるようにしてください。

Q 4 実績報告が必要なのは、補助金対象事業費に含まれるものに限るとしてよいのか？

A 4 はい。また、補助対象事業費についても、すべてを報告する必要はなく、補助金額を上回る分の報告ででも問題ありません。
例：補助対象事業費：183,562円、補助金額：48,000円、報告する補助対象事業費：49,520円

Q 5 補助の対象となる分の領収書やレシートのコピーの合計金額が、補助金額に達しないときには返金することになるのか？

A 5 補助の対象となる経費が補助金額に達しない場合は、差額を返金いただくこととなります。なお、補助の対象となる事業費の中に、その事業のために集めた参加費やバス補助金がある場合は、参加費やバス補助金を除いた額が補助の対象経費となりますのでご注意ください。

奉仕活動・友愛活動などの活動について

Q 6 草刈り奉仕作業で、草刈機借用料やその燃料代は補助の対象となるのか？

A 6 はい。なります。クラブ会員が個人の草刈機を持ってこられた場合の謝礼や燃料代も補助の対象です。

Q 7 清掃等の奉仕活動はレクレーションではないので、弁当代は補助の対象となるのか？

A 7 弁当代は補助の対象となりませんが、活動時のお茶と茶菓子の費用は補助の対象となります。茶菓子の補助の対象となる金額は一人あたり200円ほどです。（お茶代とは別です。）

Q 8	奉仕活動で使用する軍手を購入したが、補助の対象となるのか？
A 8	はい。活動に使用するものについては補助の対象となります。
Q 9	除草活動等の環境美化活動を年5回ほどしているが、参加した会員へ手当として200円ほど支払った場合、補助の対象となるのか？
A 9	はい。有償ボランティアとしての謝礼となり、補助の対象です。
Q10	奉仕活動時の茶菓子は補助の対象とされているが、菓子パンはお菓子の中に入るのか？
A10	はい。茶菓子程度（一人あたり200円ほど）の金額は補助の対象と判断します。
Q11	友愛訪問における慰問品（弁当）は補助の対象となるのか？
A11	いいえ、お弁当を購入した費用は対象となりません。ですが、例えば、お弁当をクラブの皆さんで作る場合、食材費等の購入費用は補助の対象となります。（慰問品を作る場合も同様で、購入した材料は補助の対象となります。）
Q12	子ども会との交流事業で子どもたちと一緒にマジックショーなどをして、お昼にお弁当を食べ、おみやげにちょっとしたお菓子を渡した。老人クラブ会員のお弁当は個人負担金を集めている。子どものお弁当とお菓子は補助の対象となるのか？
A12	世代間交流事業として子どもに渡すお弁当、お菓子等は補助の対象となります。しかし、老人クラブ会員の分は補助の対象にはなりません。
Q13	子ども会との交流事業でマジックショーをしてくれた中学生の子に、お礼として図書券を渡したが、補助の対象となるのか？
A13	はい。講師謝礼として補助の対象となります。
Q14	子ども会等への活動助成金は補助の対象となるのか？
A14	一緒に活動した場合の費用は、補助の対象となります。
Q15	敬老会を開催している婦人会への助成金は補助の対象となるのか？
A15	はい。老人クラブの活動として行う場合は、補助の対象となります。
Q16	自治会主催の夏祭りへの負担金は補助の対象となるのか？
A16	はい。老人クラブの活動として行う場合は補助の対象となります。

Q17 クラブ内各種団体への活動助成金について、助成先の使途にも領収書が必要になるのか？

A17 いいえ。必要ありません。ですが、お弁当やアルコール類、個人への利益となるようなものには使用できませんのでご注意ください。また、クラブ会員で構成されたクラブ内の団体（手芸サークルなど）で、実際に活動していることが条件となります。

Q18 観光ボランティアガイドを老人クラブでしている。ガイドをするための事前講習を行う際に、軽食を出そうと思っているが補助の対象となるのか？

A18 軽食は補助の対象と認められませんが、ボランティアへの報酬であれば補助の対象となります。また、お茶は補助の対象となります。

スポーツ大会等について

Q19 クラブ代表として支部のスポーツ大会に参加する場合、参加費が300円とすると、そのうち200円は個人が負担し、100円はクラブが負担している。このクラブ負担分は補助の対象となるのか？

A19 クラブ代表として参加し、かつ個人負担もしているのが補助の対象となります。ただし、全額を対象とすることはできません。一部を個人負担することが必要です。

Q20 スポーツ大会で1～3位に賞品を出しているが、補助の対象となるのか？

A20 結果を表彰するトロフィーのみ補助の対象となります。その他の賞品や参加賞は補助の対象にはなりません。

Q21 支部主催のグラウンドゴルフやスポーツ大会などでの弁当やお茶菓子は補助の対象となるのか？

A21 お弁当は補助の対象にはなりません。ですが、活動時のお茶と茶菓子の費用は補助の対象となります。茶菓子の補助の対象となる金額は一人あたり200円ほどです。（お茶代とは別です。）

講師謝礼について

Q22 文化祭で住職に講演をしてもらうが、内容は宗教的なものではないので講師謝礼として補助の対象としてもよいか？

A22 宗教的な行事でなければ補助の対象となります。

Q23 町内の寺社に依頼して暁天講座を実施している。内容は、宗教の歴史、作法、仏像等多岐にわたっており、宗派には関係ないので教養活動の講師謝礼として補助の対象としてもよいか？

A23 宗教行事でなければ補助の対象となります。お経をあげることに対する謝礼等は補助の対象にはなりません。

慶弔費について

Q24 戦没者や物故者の追弔会の御礼は補助の対象となるのか？

A24 いいえ。補助の対象にはなりません。

Q25 ろうそくや線香、お供え物は補助の対象となるのか？

A25 法要にかかる費用については補助の対象にはなりません。

その他

Q26 補助の対象となる「お茶」はコーヒー（缶、スティック）やジュースでもいいのか？

A26 はい。飲料であれば補助の対象です。アルコールが含まれているものは補助の対象にはなりません。

Q27 総会において、研修会、懇親会を実施している。教養を深めるとともに交流促進になっているので、そこでかかった費用は補助の対象にならないのか？

A27 研修会の講師への謝礼や、総会時のお茶や茶菓子代は補助の対象となりますが、お弁当代やお酒などの飲食費は補助の対象にはなりません。

Q28 活動時のお弁当代は個人負担分として徴収しているが、その消費税は補助の対象となるか？

A28 いいえ。補助の対象にはなりません。

Q29 講演会の講師謝礼など、領収書が出せないものはどのようにしたらよいのか？

A29 支払証明書を提出ください。支払証明には「①支払目的」「②支払先」「③支払金額」「④支払年月日」を明記のうえ、証明日、クラブ名、会長氏名、クラブ印を記入押印してください。

Q30 電話代はどういう場合に補助の対象となるのか？

A30 老人クラブとして設置してある電話等です。個人宅や個人の携帯電話は老人クラブ活動として使用した実績を確認できる場合は補助の対象となります。

研修旅行について

Q31 バス旅行の領収書はバス代や高速代、飲食代などいろいろ含まれているが、1枚の領収書がまるごと補助の対象となるのか？

A31 金額が書かれているのみの領収書は、領収書の明細（請求書等）も添付してください。バス旅行に関する補助対象事業費は、会員からの「旅行会費」や「バス利用補助金」などの収入を除いた、クラブとして支出した額となります。なお、昼食（お弁当）代やアルコール代は補助の対象とはなりません。

